

25 類

塩、硫黄、土石類、プラスター、 石灰及びセメント

石灰、海水、食塩、歯科用に特に焼き又は
細かく粉碎したプラスター、天然黒鉛、
純塩化ナトリウム

硫黄

天然黒鉛



食塩

歯科用に特に焼き又は
細かく粉碎したプラスター

25 類

塩、硫黄、土石類、プラスター、
石灰及びセメント

出題例

【問題】 次のうち第 25 類に分類されないものはどれか。

- ① 歯科用に特に細かく粉砕したプラスター
- ② 木炭
- ③ 純塩化ナトリウム

25 類

塩、硫黄、土石類、プラスター、
石灰及びセメント

解答

【問題】 次のうち第 25 類に分類されないものはどれか。

- ① 歯科用に特に細かく粉砕したプラスター
- ② 木炭
- ③ 純塩化ナトリウム

【解答】 ②

木炭は、第 44 類（木材及びその製品並びに木炭）に分類される。

26 類

鉍石、スラグ及び灰

マンガン鉍

マンガン鉍



26 類

鉍石、スラグ及び灰

重要な部・類の注

《第 26 類 鉍石、スラグ及び灰の注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (b) 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第 25.19 項参照）
 - (c) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの（第 27.10 項参照）
 - (g) 製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第 15 部参照）

出題例

【問題】 次のうち第 26 類に分類されるものはどれか。

- ①マンガン鉍
- ②天然の炭酸マグネシウム
- ③銅

26 類

鉍石、スラグ及び灰

解答

【問題】 次のうち第 26 類に分類されるものはどれか。

- ①マンガン鉍
- ②天然の炭酸マグネシウム
- ③銅

【解答】 ①

②天然の炭酸マグネシウムは、第 25 類（塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント）に分類される。

③銅は、第 74 類（銅及びその製品）に分類される。

27 類

鉱物性燃料及び鉱物油並びに
これらの蒸留物、歴青物質
並びに鉱物性ろう

重油、プロパン、化学的に単一のメタン



27 類

鉱物性燃料及び鉱物油並びに これらの蒸留物、歴青物質 並びに鉱物性ろう

重要な部・類の注

≪第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうの注の規定≫

【号注】

5 第 27.10 項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性、植物性の油脂又は微生物性油脂（使用済であるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

出題例

【問題】

第 27.10 項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性、植物性の油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

27 類

鉍物性燃料及び鉍物油並びに
これらの蒸留物、歴青物質
並びに鉍物性ろう

解答

【問題】

第 27.10 項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性、植物性の油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

【解答】 正しい。

第 27 類号注 5 により正しい記述である。